

# 愛の訪問協力員 とない組福祉員



## ◇今なぜ、地域での活動が必要なのでしょう？◇

私たちが暮らす地域には、高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、様々な方が生活しています。近年では、地域における人間関係の希薄化により、孤独死や虐待などの社会的孤立の問題が発生しています。

また、少子高齢化に伴い、単身高齢者や高齢夫婦世帯の増加など、支援を必要とする方が増えています。身近な地域の中で、**お互いの“さりげない気づかい”や“ちょっとした目配り”**で、地域の中で発生する様々な福祉課題を早期に発見することができ、問題が深刻になるのを防ぐことができます。防災への関心が高まる中、**日常的に見守り活動が行われている地域ほど、災害時における住民同士の助け合いが円滑にすすむと言われている**



**ます。**誰もが住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らせるよう、地域住民の支え合い活動が求められています。さまざまな地域活動に関わっていただく方々をご紹介します。

### 【地域で活動に関わっていただく方々】

事業名	愛の訪問協力員設置事業	とない組福祉員設置事業
目的	地域住民による日常的な見守り、声かけを行うことにより、緊急時における支援体制の構築を図る。	住民参加による地域福祉活動を総合的に推進することにより、誰もが共に支え合い、安心して暮らせるような地域社会の構築を図り、地域を担う人材を育成する。
支援対象	65歳以上のひとり暮らし高齢者の方で、見守り、声かけが必要な方	小グループ単位（町内班、集落等）内での福祉課題を抱えている世帯など
選出方法	民生児童委員がひとり暮らし高齢者の了解のもと協力員を選出	自治会が小グループ単位（町内班、集落等）に福祉員1名を選出
任期	3年（再任は妨げない）	2年（再任は妨げない）
推薦	各地区社協会長が鳥取市社協へ推薦	
委嘱	鳥取市社会福祉協議会会長が委嘱	

## ◇どんな活動をするの？(一例)◇

### 愛の訪問協力員

#### ひとり暮らし高齢者等のサポーター

- 見守り、声かけ
- 話し相手
- 研修会の参加
- ごみ出し、買い物代行
- 避難訓練時等の安否確認
- 煮物などのおすそわけ
- 防災無線内容のお伝え など

### となり組福祉員

#### 地域の中の困りごとの発信役

- 地区社協事業、地域行事などのお世話係、声かけ、周知担当
  - ・ふれあい・いきいきサロン事業
  - ・ふれあい型食事サービス事業
  - ・ふれあいデイサービス事業
  - ・世代間交流事業
  - ・金婚・ダイヤモンド婚記念祝賀式典  
……該当者の調査
  - ・敬老事業……該当者への対応
- 避難訓練時の安否確認
- 各種研修会への参加
- 見守りネットワークの連携協力
- 気になることがあれば気軽に「ほう（報告）・れん（連絡）・そう（相談）」を行い、関係者と連携を図る など



愛の訪問協力員

となり組福祉員

民生児童委員  
地区社協役員他

報告・連絡・相談

地域のつながりを強めること、支え合うことは「地域づくり」と同じです。  
だからこそ、地域の皆さんの知恵と力を「支え合い」にお貸しいただきたいのです。

\* 地区社協……地区社会福祉協議会、地域福祉推進協議会と言います。

住民一人ひとりが社会福祉に参加して、地域の中で助け合いを育てていくことを目的とした住民組織です。

#### 【地域の福祉活動の紹介(一例)】

事業名	内容
ふれあい型食事サービス事業	障がいのある方やひとり暮らし高齢者に、地域のボランティアのみなさんが作ったお弁当を配っています。配食を通じ安否確認ができ、地域住民との交流により、孤独感を和らげる効果があります。
ふれあい・いきいきサロン事業	家族を送り出した後、何となくぼんやり過ごしがちな高齢者や、ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦等が歩いて行ける場所に気軽に集まり、参加者同士が一緒になって楽しいひとときを過ごすことにより、仲間づくりにつながっています。
ふれあいデイサービス事業	高齢者を対象に、地区公民館等を集まり、地域のボランティアの協力をいただきながら、健康チェック、ゲーム等を行い楽しく過ごしていただきます。



# ◇「愛の訪問協力員・とない組福祉員」の皆様へのお願い◇

## 活動の注意点

参考にしていただけたいと思います

- 1 個人情報の保護……信頼関係を築くことが必要
- 2 相手の気持ちになって行動する……相手との関係は同等
- 3 無理をしない……活動を長続きするためにも  
“できる人ができる時にできることをする”
- 4 聞き上手になる……普通の会話の中にもSOSが含まれている
- 5 相手の自立を考える……何を望んでいるのかを把握
- 6 活動の基本は「助け合い」……双方向の支援“おたがいさま”
- 7 問題解決のために「ほう・れん・そう」……関係者との連携



## 気づき・見守りのポイント

### 【初期の“気づき”】

- 人目や付き合いを避けるようになった。
- 家に閉じこもって、ほとんど外に出てこない。
- サロン（交流の場）など地域の集まりや行事に急に来なくなった。

ご近所の人だからわかる  
「普段の様子と少し違う！」  
ちょっとした異変、サインを見逃さない

### 【外から見ていて“気づく”こと】

- 長い間、顔を見かけない。
- 何日も同じ洗濯物が干したままになっている。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 悪臭がする。
- 庭が荒れている。
- 昼間でも電気がついたままになっている。
- 最近知らない人が出入りしている。
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴が聞こえる。



### 【お会いして“気づく”こと】

- 顔色が悪く、具合が悪そうに見える、急に痩せてきたような気がする。
- 話がかみあわなくなった、同じ話を何回もするようになった。
- 暴言を吐くなど、性格が変わった。
- 髪や服装が乱れている、季節に合わない服を着ている。
- お店などで、勘定ができない、同じものを大量に購入している。
- 身体（顔や手足など）にあざがある、あざがあるが話したがない。
- 認知症や寝たきりの家族を抱え、介護者が疲れている様子がある。

### 声かけ

- ・声をかける
- ・あいさつをする

### つながる

- ・顔の見える関係
- ・話し相手になる
- ・いつも気にかける
- ・ちょっとした手助け

### 気づく

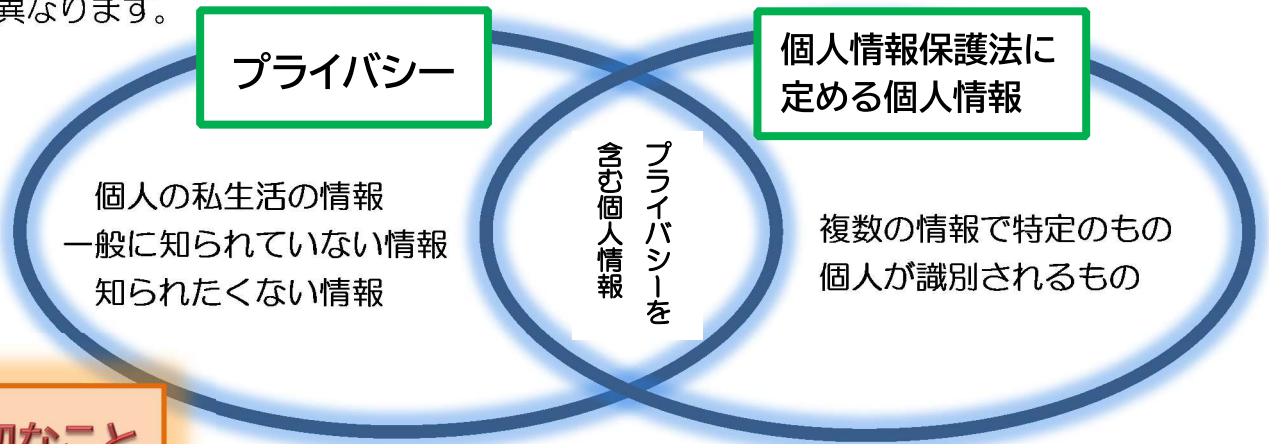
- ・異変に気づく
- ・ちょっと変だなと思ったら…

### つなげる

- ・適切なところへ相談・通報

## ◇個人情報保護について◇

封書の表面の宛名や発信者の情報が個人情報であり、封書の中身がプライバシー情報と考えるとわかりやすいといわれています。個人情報を保護することはプライバシーを保護することに通じますが、プライバシーと個人情報保護法で定める個人情報とは異なります。



### 大切なこと

- \* 町内で見守り活動をするうえで知り得たプライバシーに関する情報（個人の秘密）は、みだりに口外してはいけません。
- \* 活動上知り得た個人情報は、見守り活動や相手が困っている問題を解決することのみに活用し、他の目的には使わないようにしましょう。
- \* 個人情報保護の原則を守ることは大切ですが、明らかにその人の生命や身体の安全が損なわれるような緊急事態が発生したとき、あるいはその恐れがあると判断されたときは、個人の生命や身体の安全を守ることが優先されます。

情報を共有することが、本人及び地域住民の利益になることを考え、関係者がお互いに連携、協働していくことが今後ますます重要になってきます。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課  
 〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 （さざんか会館1階）  
 TEL：0857-24-3180 FAX：0857-24-3215

〈各総合福祉センター〉

	住所	TEL	FAX
国府町	国府町麻生4-2	0857-22-1880	0857-22-1889
福部町	福部町海士1013-1	0857-75-2337	0857-74-6810
河原町	河原町渡一木277-1	0858-76-3125	0858-85-0103
用瀬町	用瀬町別府96-2	0858-87-2302	0857-87-2369
佐治町	佐治町加瀬木2171-2	0858-89-1022	0858-89-1045
気高町	気高町浜村8-8	0857-82-2727	0857-82-3171
鹿野町	鹿野町今市651-1	0857-84-3113	0857-84-2453
青谷町	青谷町露谷53-5	0857-85-0220	0857-85-0079